徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１０１４号 令和８年１１月２０日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
５７４	令和８年１１月徳島県議会定例会を招集する件	財政課
５７５	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課

【人事委員会告示】

番号	表題	担当課名
１７	徳島県警察官昇任候補者名簿の確定	
１８	徳島県警察官昇任候補者名簿の失効	
１９	徳島県職員（大学卒業程度、短期大学卒業程度）採用候補者名簿の確定	
２０	採用候補者名簿の失効	

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
１３	令和９年猟銃等講習会の開催日時等を公表する件	
１４	令和９年年少射撃資格講習会の開催日時等を公表する件	
１５	令和９年クロスボウ講習会の開催日時等を公表する件	

徳島県告示第５７４号

令和８年11月徳島県議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年11月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　期日　令和８年11月27日

２　場所　徳島市　徳島県庁

徳島県告示第５７５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第41条第１項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和８年11月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地		
株式会社ＪＥＰＹ	徳島市国府町桜間字銭亀33番地３	リハトレとオフロ	徳島市国府町桜間字銭亀32番地１	通所介護	令和８年11月１日

徳島県人事委員会告示第17号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第61条第２項において準用する同規則第40条第１項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第61条第２項において準用する同規則第40条第３項の規定により公示する。

令和８年11月20日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

昇任候補者名簿の名称	確定年月日	昇任試験の名称 及び施行年月日	昇任候補者名簿に記載 されている昇任候補者数
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和８年11月11日	警部昇任試験 令和８年９月10日及び10月21日	７名

徳島県人事委員会告示第18号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第61条第２項において準用する同規則第46条第１項第２号及び第３号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和８年11月11日をもって失効させたので、同規則第61条第２項において準用する同規則第46条第２項の規定により公示する。

令和８年11月20日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

昇任候補者名簿の名称	昇任試験の名称及び施行年月日	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	警部昇任試験 令和７年９月24日及び10月30日	令和７年11月20日

徳島県人事委員会告示第19号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第40条第１項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第３項の規定により公示する。

令和８年11月20日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日	採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和８年11月11日	徳島県職員採用試験 （大学卒業程度（司書）） ○第１次試験　令和８年９月27日 ○第２次試験　令和８年10月26日	司書 １名
徳島県職員（短期大学卒業程度）採用候補者名簿	令和８年11月11日	徳島県職員採用試験 （短期大学卒業程度） ○第１次試験　令和８年９月27日 ○第２次試験　令和８年10月26日	農業 ３名

徳島県人事委員会告示第20号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第46条第１項第２号及び第３号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和８年11月11日をもって失効したので、同条第２項の規定により公示する。

令和８年11月20日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

採用候補者名簿の名称	確　定　年　月　日
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和７年11月20日
徳島県職員（短期大学卒業程度）採用候補者名簿	令和７年11月20日

徳島県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３第１項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第２項の規定により告示する。

令和８年11月20日

徳島県公安委員会委員長　　三　　谷　　郁　　彦

１　開催の日時及び場所

令和９年に開催する講習会は、現に法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第５条の２第３項第２号又は第３号に掲げる者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1)　経験者講習会

開　催　日　時	開　催　場　所
１月21日（木）午前９時30分	美馬警察署
２月28日（日）午前９時30分	阿南警察署
３月10日（水）午前９時30分	三好警察署
３月26日（金）午前９時30分	徳島板野警察署
４月８日（木）午前９時30分	美馬警察署
５月13日（木）午前９時30分	阿南警察署
５月20日（木）午前９時30分	三好警察署
６月11日（金）午前９時30分	徳島板野警察署
７月４日（日）午前９時30分	美馬警察署
８月19日（木）午前９時30分	阿南警察署
９月10日（金）午前９時30分	徳島板野警察署
９月28日（火）午前９時30分	美馬警察署
10月７日（木）午前９時30分	阿南警察署
11月11日（木）午前９時30分	三好警察署
11月28日（日）午前９時30分	徳島板野警察署
12月９日（木）午前９時30分	阿南警察署

(2)　初心者講習会

開　催　日　時	開　催　場　所
２月25日（木）午前９時30分	小松島警察署
４月15日（木）午前９時30分	小松島警察署
７月15日（木）午前９時30分	小松島警察署
10月21日（木）午前９時30分	小松島警察署
12月２日（木）午前９時30分	小松島警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前９時から午前９時30分までの間に受け付ける。

(2)　提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3)　手数料

ア　講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額を、キャッシュレス決済又は現金により講習の申込みの際に納入すること。

(ｱ)　経験者講習会　3,000円

(ｲ)　初心者講習会　6,900円

イ　徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）は、令和９年３月31日まで使用できるので、同日より前に開催される講習会の受講を希望する者は、アの規定にかかわらず、証紙により手数料を納入することができる。

(4)　その他

ア　経験者講習会の受講者は、申込みの際に猟銃・空気銃所持許可証（規則第31条に規定する猟銃・空気銃所持許可証をいう。）を提示すること。

イ　初心者講習会の受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

３　講習

(1)　講習時間等

講習会の講習時間は、それぞれ次に掲げる時間とする。

なお、初心者講習会終了後には、正誤式による筆記試験を実施する。

ア　経験者講習会　午前９時30分から午後零時30分まで

イ　初心者講習会　午前９時30分から午後３時30分まで（正午から午後１時までは休憩時間）

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に講習修了証明書（法第５条の３第２項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

４　その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に確認するこ

と。

徳島県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第９条の14第１項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第36条第１項の規定により告示する。

令和８年11月20日

徳島県公安委員会委員長　　三　　谷　　郁　　彦

１　開催の日時及び場所

令和９年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開　催　日　時	開　催　場　所
６月17日（木）午前９時30分	徳島名西警察署
８月５日（木）午前９時30分	徳島名西警察署
12月16日（木）午前９時30分	徳島名西警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前９時から午前９時30分までの間に受け付ける。

(2)　提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第80条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3)　手数料

講習会の手数料として、9,800円を、キャッシュレス決済又は現金により講習の申込みの際に納入すること。

(4)　その他

受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

３　講習

(1)　講習時間等

講習会の講習時間は、午前９時30分から午後２時30分まで（正午から午後１時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第９条の14第２項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

４　その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第15号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３の２第１項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第２項の規定により告示する。

令和８年11月20日

徳島県公安委員会委員長　　三　　谷　　郁　　彦

１　開催の日時及び場所

令和９年に開催する講習会は、現に法第４条第１項第１号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1)　経験者講習会

開　催　日　時	開　催　場　所
５月27日（木）午前９時30分	徳島板野警察署
10月28日（木）午前９時30分	徳島板野警察署

(2)　初心者講習会

開　催　日　時	開　催　場　所
３月２日（火）午前９時30分	徳島板野警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前９時から午前９時30分までの間に受け付ける。

(2)　提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3)　手数料

ア　講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額を、キャッシュレス決済又は現金により講習の申込みの際に納入すること。

(ｱ)　経験者講習会　3,000円

(ｲ)　初心者講習会　6,900円

イ　徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）は、令和９年３月31日まで使用できるので、初心者講習会の受講を希望する者は、アの規定にかかわらず、証紙により手数料を納入することができる。

(4)　その他

ア　経験者講習会の受講者は、申込みの際にクロスボウ所持許可証（規則第31条に規

定するクロスボウ所持許可証をいう。）を提示すること。

イ　初心者講習会の受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3　講習

(1)　講習時間等

講習会の講習時間は、それぞれ次に掲げる時間とする。

なお、初心者講習会終了後には、正誤式による筆記試験を実施する。

ア　経験者講習会　午前９時30分から午後零時30分まで

イ　初心者講習会　午前９時30分から午後３時30分まで（正午から午後１時までは休憩時間）

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に講習修了証明書（法第５条の３の２第２項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4　その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。